

アメリカにおける市民的不服従について

市民的不服従の背景

アメリカにおける公民権運動は、人種差別の解消を求める運動や、ベトナム戦争の反戦運動をきっかけとして、アメリカ各州で幅広く行なわれていた運動の総称である。その核心的な精神は、特定の悪法や政策を無視し、あえて自らの信念や良心によって、公然に違法行為をする市民的不服従である。その後、21世紀の今日では、市民的不服従の形態は他の形態に転換している。

台湾では、40年間続いた戒厳令の下、違憲の法律により憲法の基本的人権が空洞化し、その違憲の法律への市民の不満が爆発し、様々な不服従問題が起きた。さらに、2014年に中国との「サービス貿易協定」が不適切に国会で可決され、政府が国民に正当な参加の機会を与えなかったことに抗議しつつ、国会（立法院）を占拠した「ひまわり学生運動（318学生運動）」があった。他方、香港での「真普選運動（雨傘運動）」と「反送中運動」も想起される。香港の民主主義活動家は、「市民的不服従」の理念を使い、平和的に経済的・地理的な中心地区である「中環」を占領する形で、中国の威権主義に反対し、民主主義に基づく自治と「真の」選挙を求めた。

アメリカの公民権運動、反戦運動の背後にある核心的な問題は、人の自律が大幅に制限され、人の自由、生命が確保できないという問題である。このような意味で、私は市民的不服従をめぐる議論を素材にしてその正当化可能性について検討していきたい。

そこで本稿では、民主政の発展と法の支配という論点において非常に重要なアメリカの黒人運動の事例を取り上げて検討する。それに関わるアメリカ連邦最高裁の判例に絞って市民的不服従の理論を探究しつつ、その判断基準を検討していきたい。まずは、市民的不服従の概念の検討を始めたい。

市民的不服従の概念

市民的不服従とは、道徳に反すると思われる特定の法や政策に対して、自らの良心に基づいてそれを無視し、自らの行為が正当であると確信し、公然と法や政策に違反する行為である。

市民的不服従の理論を検討する際には、まずは19世紀にH.D.ソロー（Henry David Thoreau）が提出した概念がよく取り上げられる。ソローは、アメリカが1846年に発動したメキシコ戦争に反対し、その戦争に伴うマサチューセッツ州の人頭税の支払いを拒否し、公然と違法行為をして投獄された。他に、ソローはマサチューセッツ州の奴隷制度にも反対したため、その思想はキング牧師（Martin Luther King Jr.）の市民権運動などに影響を与えた。1849年に出版された『On the Duty of Civil Disobedience』の本において、初めて「市民的不服従（Civil Disobedience）」という文言が使われた。その後、市民的不

服従は、インド独立の父であるガンディー(Mahatma Gandhi)や1963年に「バーミンガム刑務所からの手紙」を書いたキング牧師に提唱され、世界の注目が集まった。

キング牧師は「バーミンガム刑務所からの手紙」において、「正しい法」と「不正な法」を区別する。正しい法は、道徳律、または神の律法を取り入れて反映し、人々の人格を高め、自律させるものであるのに対して、不正な法は道徳則と矛盾し、人格を低下させる。キング牧師は不正な法に対する不服従を提唱し、「不正な法は法ではない」と主張した。黒人分離政策の法律は、黒人の人格を低下させるため、明らかに「正しくない」法律によって構成され、したがって服従する必要はない。だからと言って、キング牧師は、法を完全に無視することを主張するわけではない。コミュニティ全体を無秩序(anarchy)に道かないために、不正な法に反した者は、その違反に対する法の制裁を受ける必要があることを強調する。

最もよく引用されているJロールズ(John Rawls)の『正義論』の定義によれば、市民的不服従の概念は、「通常は政府の法や政策に変化をもたらすことを達成目標としてなされる、公共的で、非暴力的、良心的でありながらも、政治的な、法に反する行為」であるという。その目的は、社会共同体の多数派の正義感覚に呼びかけることである。

ロールズの考えでは、市民的不服従の問題は、おおよそ正義が実現している民主国家において、市民の権利が擁護されている場合に意味を持つと考えられる。秩序の保たれた民主国家は、独裁政治の国家と比べると、憲法の正当性と民主制の基本原則をより受け入れている。市民には、市民の多数派の代表によって制定された法を遵守する義務がある。つまり、憲法によって法の支配が実現される民主政の国家ではなく、独裁政治の国家の場合には、法と政策は社会の大多数の正義感覚に左右されないため、市民的不服従を主張しても無駄なのである。

アメリカにおける市民的不服従の事例

Brown v. Louisiana, 383 U.S. 131 (1966)

これは1966年にルイジアナ州に起きた黒人運動に関する判例である。抗議者は、ルイジアナ州の公共図書館において、平和的に座り込み抗議を行い、最終的にアメリカ連邦最高裁判所によって憲法修正第1条と修正第14条の権利を有すると判断された。事実の概要は以下の通りである。

ルイジアナ州のオーデュボン地方図書館(Audubon Regional Library)は、他の三つの地方行政区(parish)によって共同で運営されていた。地方図書館には、3つの図書分館と2つの移動図書館(bookmobile)があった。移動図書館は、学校と、黒人と白人である「個人」に使用され、「赤(red bookmobile)」と「青(blue bookmobile)」に分かれていた。赤い移動図書館は白人のみを対象にサービスを提供し、青い移動図書館は黒人専用である。図書分館を利用した黒人は一人もいないと推測された。

さらに、黒人に発行された図書利用カードには、「黒人 (negro)」という差別的な言葉が表示されていた。黒人はこのカードによって、青い移動図書館のみで本を借りることができたが、赤い移動図書館や他の図書分館にはできなかった。これに対して、白人は青い移動図書館でも本を借りることができなかった。

黒人である五人の抗議者は、ルイジアナ州の公共施設において、平等な扱いという憲法上の権利を享受できないことに平和的に抗議することを目的として、「黒人分離政策」の方法で運営されている地方図書館に入った。当時、地方図書館には図書館の助手と五人の抗議者しかいなかった。抗議者の一人であるブラウン (Henry Brown) は『The Story of the Negro』という本を依頼したが、図書館の助手が確認したところ、その本は地方図書館に在庫がないため、本を州立図書館に請求し、後日、黒人専用施設である「青い」移動図書館で受け取るか、彼に郵送するかのどちらかであることを、図書館の助手はブラウンに知らせた。その後、図書館の助手は抗議者に直ちに地方図書館から退去を命じた。しかし、図書館の隔離政策に対する沈黙の抗議を表明する目的で、ブラウンはその場で座り込み抗議をし、他の人たちはブラウンの近くに立った。その時、騒音や騒々しい会話すらもなかった。図書館の助手は、別の部屋にいた図書館の館員に電話をかけて呼び出した。館員も彼らに退去を命じたものの、彼らは依然として残った。

しかし、図書館の助手と館員は州の保安官 (sheriff) を呼び出そうとせず、抗議者が地方図書館に到着してから約 10-15 分後、州の保安官とその代理人は図書館に着いた。保安官は、抗議者に警告し、退去を命じたが、抗議者は退去しないと返事をした。したがって保安官は抗議者を逮捕した。そして、五人の抗議者はルイジアナ州の治安維持法 (the peace statute) 違反で起訴された。抗議者は、治安違反法違反によって有罪判決を受け、ルイジアナ州の州法により上訴できず、ルイジアナ州最高裁判所によって裁量上訴の申請を却下された。

保安官の行動は、ブラウンと彼の仲間の、言論の自由、集会の自由など、憲法修正第 1 条と第 14 条に保護されている「政府に請願する自由」を侵害したか。この問題に対して、連邦最高裁は、同意と反対の 5 対 4 で、ブラウンらの自由は侵害されたと考え、州の有罪判決を破棄した。

首席判事とダグラス判事が参加したフォルタス判事の理由書における結論は次のとおりである。抗議者は、「平和の違反を誘発する意図がなく、その侵害が発生する可能性もない」ため、抗議者に治安維持法を適用できない。また、ルイジアナ州の他の無罪判決において、抗議者の行為はかなり破壊的であった。さらに、アメリカ憲法修正第 1 条と第 14 条に基づいて、言語的表現だけでなく、平和的、秩序的な抗議のように、地方図書館で行った無言の非難を含め、抗議者は他の種類の非言語的表現をすることもできる。このような状況で、抗議者の行為は州の法律に反しても、憲法によって保護される。したがって、図書館や公共施設の規制は、合理的かつ非差別的でなければならず、憲法上の権利を

実行する人々を罰するための口実としてはいけない。

ブレナン判事は、その判断に同意し、ルイジアナ州裁判所が言う「平和の破壊」という用語の定義は、憲法修正第1条によって保護されている言論、請願、集会の自由などを含め、広範な範囲の活動を一扫する可能性があるため、ルイジアナ州の治安維持法は不当かつ広すぎる解釈においては違憲であると考えた。ホワイ特判事は、この事実においては抗議者が本を依頼してから10分間、公立の地方図書館を通常かつ許可された形のみで使用していたことが示されたため、抗議者の有罪判決は覆されなければならないと結論づけた。

したがって、ブラウンを含む五人の抗議者は、アメリカ憲法修正第1条と第14条によって保障されている言論の自由、集会の自由などの自由を有し、その抗議行動は憲法上の自由権を行使したものであると判断され、無罪とされた。

Adderly v. Florida, 385 U.S. 39 (1966)

フロリダ州に発生した Adderly v. Florida 事件は、Brown v. Louisiana 事件の後に下された判決であるが、その結果はブラウン判決と全く異なる。その内容を以下で説明する。

アデリー (Harriet Louise Adderley) と他の31人の学生を含め、約200人のグループの抗議者は、仲間の学生が逮捕されたことと、刑務所を含む州における他の場所での人種分離政策に抗議するために、非公開のレオン郡刑務所 (Leon County jail) の道路を封鎖し、その道路と隣接の刑務所の敷地内で、デモ参加者のように歌ったり手を叩いたり踊ったりしていた。

抗議者は刑務所に不法侵入をしているため、刑務所の管理人である保安官は抗議者に警告をした。107名の抗議者は退去することを拒否した。彼らはその後、保安官に逮捕され、悪意やいたずらを目的とした不法侵入で、フロリダ州の不法侵入法の違反を起訴され、有罪とされた。

抗議者が上訴できるのはフロリダ州の最高裁までであった。その有罪判決は地方裁判所の起訴とフロリダ州巡回裁判所によって維持された。抗議者は、言論の自由や、集会の自由、請願の自由、適正手続きの保障、法の下での平等が地裁と巡回裁判所に剥奪されたと主張し、違憲の裁定を求めて、連邦最高裁に申請した。

抗議者は憲法修正第1条によって保証されている言論の自由、集会の自由、請願の自由、および修正第14条によって保証されている平等の権利を主張し、無罪とされることができると主張した。そこで、最高裁は原判決を維持し、同意と反対の5対4で、本件において憲法違反はなかったと認定した。

同意したブラック判事は、フロリダ州法の文言は明確に定義されて適用されており、言論の自由と表現の権利に広範な侵害を課すことがないと主張した。同判事によれば、フロリダ州の不法侵入法は、警備のために建設され、公衆に公開されていない刑務所の敷地内

のデモに使われたように、限られた種類の行為を対象としており、違憲ではなく、曖昧でもない。本件は、治安維持法の違反が違憲とされた判決とは根本的に異なるため、同判事はこれらの判決を先例とすることを否定した。

次に、抗議者は「軽犯罪法は、マイノリティの憲法上の権利を侵害するために使用されてはならない」と主張した。この主張は真実であるものの、これは抽象的であるため、本件では無関係であると判断された。

さらに、本件の事実から見ると、保安官は抗議者に対して直ちに退去を指示した後、抗議者は移動もせず、依然として刑務所の敷地に留まった。したがって、抗議者が不法侵入によって有罪とされる十分な証拠はあった。しかしブラック判事は、問題となるのは、抗議者が平和的に公民権の不平等を抗議するために選んだ場所は、「合理的」ではなく、「適切」でもなかったとした。同判事によれば、抗議者は、彼らの観点や目的を理由として逮捕され、または有罪とされたという証拠は全くなかったため、本件の逮捕は憲法修正第1条の趣旨に反していなかった。そして同判事は、州は合法的で非差別的な目的のために、自らの財産を管理する権限を持っていると結論付けた。

しかし、ダグラス判事は反対意見（ウォーレン首席判事、ブレナン判事とフォータス判事が支持）を執筆した。ダグラス判事は、抗議者は暴力を振るったり脅したりしておらず、刑務所の入り口を封鎖したわけでもないと主張した。憲法修正第1条の考え方によれば、保安官を含む公務員は、どの公共の場でも、思想の表現についての裁量権を有しない。本件では、フロリダ州の不法侵入法が憲法上の権利を行使する人々を罰するために使われていると、ダグラス判事は考えた。

Walker v. City of Birmingham, 388 U.S. 307 (1967)

本件は、聖金曜日と復活祭に、パレードを行うつもりだった公民権活動家がバーミンガム市（City of Birmingham）からその許可を拒否されたが、活動家はその不許可を無視してパレードを行い、キング牧師やラルフ・アバナシー（Ralph Abernathy）などの抗議者が逮捕された事件である。

1963年4月10日、一時的な差止命令が、抗議者に対して、アラバマ州ジェファーソン郡（Jefferson County）の巡回裁判所によって認められた。その命令は、バーミンガム市政府が提出した告訴状の写しに基づき、抗議者が市条例で定められた許可を得ずに、大型の路上行列に参加する、または促進することを禁止した。告訴状の写しと付随された宣誓供述書には、デモ、行列、ピケティングが、抗議者によって過去7日間行われており、今後も続くことが予想された。この行為は、「治安の乱れを誘発するように計算された」、「市の安全、平和、静けさを脅かした」、「警察署の人員に過度の負担と緊張を与えた」とバーミンガム市政府は主張した。さらに、告訴状の写しには、「バーミンガム市の人々の生命、

安全、平和、静けさ、および一般的な福祉にさらに差し迫った危険をもたらす」と書かれていた。また、抗議者の「法による救済」は不十分であったと指摘した。

翌朝、8人の抗議者のうち5人に告訴状の写しが送達された。告訴状の写しを持っている一部の抗議者は、記者会見を行い、差止命令に従わない意向を公表し、声明を出した。その時も、それ以後も一部の抗議者は依然として行列を開催する許可を要求していなかった。抗議の行列は、同年4月12日の聖金曜日と、4月14日の復活祭に行われた。抗議者は一時的な差止命令に反したため、法廷侮辱罪によって起訴された。

法廷の審問において、抗議者は、差止命令が曖昧で、広すぎて、言論の自由を制限しているという理由で、差止命令が違憲であると主張した。また、同じ理由で、バーミングハムのパレード条例は恣意的かつ差別的な方法で運用されており、違憲であると主張した。巡回裁判所の判事は、上記の主張を検討することを拒否し、差止命令を解除する申し立てをしたり、行列の許可を申請したり、差止命令に従ったりすることを抗議者は全くしなかったと指摘した。巡回裁判所は、①仮差止命令を出す管轄権があるか、②抗議者が故意に差止命令に違反したか、というのが争点だけであるとした。最終的に、抗議者は有罪とされ、アラバマ州最高裁判所はこの有罪判決を維持した。

抗議者は、差止命令とバーミングハムのパレード条例は、憲法修正第1条に保護されている言論の自由に反するので違憲であると主張したが、連邦最高裁は、差止命令に従わないことはできないとした。なぜなら、差止命令が違憲かどうかにかかわらず、違憲とされる前に、法の手続きによって、司法審査を行わなければならないからである。

争点①について、最高裁は、差止命令を出した州裁判所は管轄権を有していたと判断した。この差止命令は、路上やその他の公共の場の使用を規制する市政府の強い関心と一致していた。大規模な抗議は、自由な通行を妨害し、公共の混乱や暴力になる恐れがあるため、それらの防止は国家の正当な関心事の対象である。本件では、この条例が表面上無効であるとは想定されなかった。市条例は無効であると抗議者は主張できない。したがって、市条例の目的と手段は正当であると思われる。そして、以上の論証は争点②の答えに導く。

市条例の文言の普遍性は、本件で憲法上の問題として抗議者によって提起されるが、事実から見ると、抗議者はこの条例に関する問題についての解釈を裁判所に求めなかった。その問題を提出する方法は、州裁判所に対して、差止命令を修正し、または解消することを申請することであった。仮に市条例が以前から恣意的かつ差別的な方法で運用されていたとしても、その条例が表面上無効であることには変わりはない。差止命令の裁量が出された後、抗議者は、金曜と日曜のパレードが終わるまで、仮差止命令を撤回する申し立てを提出しなかった。もし、抗議者が仮差止命令の撤回を申請したならば、差止命令と関連する条例が恣意的に運用されているという彼らの主張も、州裁判所により検討されたはずであった。代わりに、故意に裁判所の命令に逆らい、許可なしで大規模な街頭パレードに

参加し、他人を扇動した。従って、争点②については、抗議者が故意に差止命令に違反したことは明らかであった。

主筆のステュワート判事は、「どんなに地位が高くても、どんなに動機が正しくても、そして人種、肌色、政治、宗教に関係なく、誰も自分自身の事件の裁判官にはなれない」と述べた。さらに同判事は次のように述べた。請願者は法律のすべての手続きを無視した。アラバマ州の裁判所が依拠した法の支配は、公正な司法において、秩序ある司法審査を回避することはできないということは、判例によって確立されていた。

判断基準の所在

非暴力？

Brown v. Louisiana 事件では、抗議者たちの地方図書館での平和的で静かにな座り込みによる抗議は、言論の自由に合致すると連邦最高裁に判断された。この抗議は市民的不服従の「非暴力」の要件を満たしているように思われる。しかし、問題は「非暴力」の要件とは一体何なのかということである。Brown 事件では、図書館での黒人差別撤廃の主張は平和的で非暴力的であった。それに対して、Adderly v. Florida 事件では、刑務所外の道路で同じ目的の主張をすることが不法侵入法の法違反を構成している。つまり、言論の自由を主張するアメリカ公民権運動の合法性は、時間と空間によって影響されている。時間と空間が異なると、言論の自由の行使とは認められな。連邦最高裁は「非暴力」は「秩序」に影響しないという意味であると判断した可能性があるため、このように、一体どのような行為は非暴力であるのかは曖昧である。

しかし、Adderly 事件や Walker 事件のように、刑務所の連絡道路を封鎖したり、公共の秩序を乱したりする抗議が行われた場合でも、上述の判例を見ると、抗議者は治安を維持する警察機関に対して、暴力的・破壊的行動はしなかった。非暴力という市民的不服従の基準を満たしていても、抗議者は公共の秩序の乱すという理由で逮捕された。したがって、非暴力は、市民的不服従の十分条件ではない。連邦最高裁は、抗議行為の目的（人種の差別撤回）と手段（抗議の対象）の実質的関連性に注目している。

言論の自由？

Walker 事件で最高裁は、抗議者の言論の自由と抗議者以外の公衆の利益の程度を基準として、抗議者の行動の不法性を評価しているようである。Walker らが一般市民に与えた影響の程度は、Adderly 事件と Brown 事件の間にある。Walker らは、集会の自由、言論の自由を主張したものの、この自由は、一般市民の道路へのアクセスの自由や市の公共秩序維持の利益と対立するものである。さらに、Walker 事件の抗議活動は7日間も続き、市の警察資源を過剰に投入し、市の安全、平和、平穏を脅かした。大規模な抗議行動は市民の移動を妨げ、治安の乱れや暴力につながる可能性があるため、市は公共秩序を維持するため

に抗議者を逮捕した。このように最高裁は、デモの期間の長さや規模が、一般市民の移動の自由や公共の秩序の維持に影響を与えるかを判断の基準としている。本件の路上活動は、公共の利益に非常に大きな影響を与えると考えられるので、正当化できないことは明らかであろう。

従って最高裁は、言論や集会が公共の利益に対してどの程度の影響を与えているかによって、それらの正当性を判断している。市民的不服従の行動は、古典的な自由権である言論の自由だけによって常に正当化されるわけではない。

法の支配 (The rule of law) ?

また、Walker 事件において、デモの抗議者は、デモ行進の許可を申請せず、差止命令にも従わず、「意図的に」市の行政命令に違反した。これはアメリカ法が作り出した「法の支配」の秩序に反するのではないかと指摘されている。しかし、法の支配とは一体何であろうか。「法の支配」という言葉は、アメリカ憲法学だけでなく、日本憲法学の分野でもよく使われている。英米法の核心を占める原理である法の支配は、特に英米法において、コモンローの判例法によって構成されている。裁判官が法を創造し、改正して発展させてゆく。裁判官を含む国民が共有する「正義」「平等」「公平」という概念は、長年の裁判を通じて、この国の法的価値観に反映されている。

Walker 事件において、抗議者は、抗議活動を禁止する差止命令とバーミンガム市のパレード条例はあまりにも曖昧であり、抗議者の表現の自由や集会の自由と相容れないため、違憲であると主張した。しかし、スチュワート判事が言ったように、誰も自分自身の裁判官にはなれない。つまり、ある法律が違憲とされるには、必要な法的手続きを経なければならない。抗議者は法律で定められた手続きに従うべきであり、法律に従って行動すべきである。さらに、国民だけではなく、立法者、公務員、裁判官という国の公権力を持つ者から、一般市民まで、国民であれば、誰もが法律に拘束される。

また、法の支配がある国の市民は、裁判所を利用して自らの権利の保証を求めることができる。これこそが法治国家の理想像である。しかし、デモの抗議者が法の定める手続きを無視した場合、その行動がいかに正当な理由であったとしても、法から容認されることはない。デモ、表現、集会は、正当な法的根拠が必要であり、関連法規と規制に従うことが重要である。そうでなければ、他人の自由や利益に大きな影響を与え、法の支配によって作られた社会秩序はアナーキー（無秩序）な状態に陥ってしまう。

しかし、重要なのは、抗議者は憲法による「正義」と「平等」を求めていることである。抗議者がこの国の制度に対しては概ね同意し、政治的な動機に基づき、この国の法制度をよくするため、法への敬意を持つ場合には、抗議社の行為は殺人、傷害、盗難などの通常の犯罪からは明確に区別されるべきである。以上の三つの事例における抗議者の目的は、政府に対して不正義で不平等な人種差別に抗議することである。抗議者は、アメリカ

合衆国の基本的価値である民主主義、憲法秩序、リベラルの精神に賛同するが、彼らの行動に対して他人に理解を得て、黒人の権利に不当な制限を課す法が取り除かれることを期待する。抗議者は「法の支配」に故意に反しているわけではない。むしろ政府が「法の支配」に反した結果、抗議者は政府に対して、黒人差別を解消する法改正を行い、法秩序の回復を要請する。それが市民的不服従の目的である。基本的人権は憲法に保障されているため、国会は基本的人権を、否定・侵害するような法律を作った際、国民は国会に対して、このような法に従う必要がないし、服従しなくても良いと言える。つまり、政府が国民の個人の人格、民主主義の手続きを害した場合に、抗議者は違法に行動し、法の処罰を受けつつ、憲法上本来制限されることができない不可侵の権利の保護を主張する。

Walker 事件でも Adderly 事件でも、基本的人権を制限する人種差別に対する抗議が行われた。どちらの抗議行動も公衆の道路の使用、警備対象施設の侵入に関する法の支配の秩序に反したが、彼らの基本的人権を否定する法に違反したわけではない。これに対し、Brown 事件では、抗議者は図書館の使用に関する人種差別の法に故意に反した。図書館や公共施設の規制は、不合理かつ差別的な制限を設けている。これは、国家の公権力が憲法に従わず、黒人に対する差別であり、国家という巨大な組織を動かすことができる権力者によって、恣意的に人間の自律性と尊厳を侵害することである。したがって、法の支配によって、市民的不服従は正当化されることが可能であろう。

しかし、特に注意すべきなのは、「法の支配」の用語が曖昧すぎるという点である。市民的不服従は、一律に法に服従することを求める政治的責務である遵法責務とは異なる。もしある法が個人の自律性を侵害した場合、市民的不服従の目的は、市民が他人にそのような法律に従わないことに説得し、既存の法制度と政府を転覆させることではなく、最終的にはそのような法律を改正させることである。

他方、政府は、個人の自律に干渉してはならないだけでなく、個人の自律に積極的に関与することも要求されている。法の支配が求める秩序においては、個人の自律性への尊重が前提である。自律を侵害する法への服従は、市民自らの自律性を害し、法の支配が求める秩序と反する。市民は法に対する不服従によって政府に対してその法を是正するよう要求する。つまり、法の支配が個人の自律性を尊重することを前提として、市民的不服従は法の支配に反する、個人の自律性を侵害する法への不服従として位置付けることは可能であろう。

終わりに